

次期「山形県食育・地産地消推進計画」(案)に対する意見募集の結果

1 意見募集期間 令和7年2月7日(金)～令和7年3月7日(金)

2 提出された意見の件数 17件(意見提出者 2名)

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	食生活と健康の状況において各年代のデータが示されているが、(3)肥満とやせの状況になると、20歳以上についてのみ記載されている。小中高生のデータは、別資料だが、「山形県学校保健統計調査」にある(肥満傾向児の出現率)ため、子どもの状況についても記載・分析等が必要と考える。	本計画と連携・補完の関係にある「第2次健康やまがた安心プラン」にて、小児肥満(肥満傾向児の出現率)についての現状と課題が記載されており、児童・生徒における肥満傾向児の減少、こどもの頃からの健康的な食習慣の定着に向けて、関係部局、市町村と連携しながら取組みを進めてまいります。
2	山形県と全国の肥満傾向児の出現率を比較すると、全国に比べ男女ともほぼすべての年齢層で出現率が高い、男子(8歳～13歳)の出現率が各年齢において数ポイント高い、令和2年以降肥満児傾向の割合が15.0%を超える年齢が出現、この年齢層の子どもがこのままの状態で大になった場合「大人の肥満割合」をさらに押し上げてしまうのではないかと、全国に比べ10歳前から改善した年齢が出現したが令和2年以降になると、特に小学校の男子(10歳、11歳)の改善の動きは鈍い、といった状況。このことの考えられる要因とこれからどのように対応していくのか。	ライフスタイル、家族構成の多様化に伴い、食生活の原点である家庭の食環境が変化していることに加え、本県は冬の期間、雪が積もるなどして外で遊ぶ機会が減ることで、さらに肥満傾向児の出現率を高めていると考えられます。 健診等における保健指導や栄養相談、栄養教諭による学校給食での食に関する指導、農林漁業者等との交流により、規則正しい食習慣の習得に向けた取組みを進めてまいります。

3	<p>表紙について、「山形県食育・地産地消推進計画」(以下「本計画」)の下に県の他の計画では「令和7年〇月」と「山形県」と記載されているが、本計画で未記載となっている。このことは、資料2となっているため記載していないのか。</p>	<p>御意見を踏まえまして、背表紙へ「令和7年3月 山形県」と記載いたします。</p>
4	<p>3頁の2「計画の位置づけ」だが、(1)(2)は国の法律で規定されていると都道府県の計画として本計画を策定したことを理解できるが、山形県の関連計画は別に(3)として記載された方が理解しやすいのではないか。</p>	<p>(1)と(2)は本計画策定の根拠となる法令での位置づけについて記載したものであり、相互に連携・補完している本県の関連計画とは関係性が異なるため、公表資料のような記載にしております。</p>
5	<p>2頁「計画策定の趣旨」に国の策定した食料基本法に基づき第4次食育基本計画について記載されているが、本計画の他県の計画では食料基本法に基づく策定された第4次食育基本計画も位置付け示されているが、本計画との関係はどのようになっているか。また、国は令和3年5月みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～ではこの戦略の位置づけはどのようになっているか。</p>	<p>本計画の改定作業にあたり、国で策定している第4次食育基本計画での重点項目、柱立て等を参考にしております。</p> <p>みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として、県及び県内全市町村が共同で策定されている「山形県みどりの食料システム基本計画」と連携・補完する関係にありますので、各種施策との関連を考慮しながら、本計画における食育・地産地消を推進してまいります。</p>
6	<p>地域資源を利用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域農林水産物の利用に関する法律は農林水産の発出する解説書には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)としているようだが、(六次産業化・地産地消法)は付記しないのか。</p>	<p>御意見を踏まえまして、「(六次産業化・地産地消法)」を追記いたします。</p>

7	<p>本計画に記載されているグラフだが、国民と県民のグラフがある。グラフの名称に国民と山形県と表記されているグラフがある。表記のないグラフは資料の根拠が山形県調査の場合は山形県のデータであることを理解できるが、6頁の「生鮮食品、加工食品、外食別の食料支出額の推移」、7頁「食に関する志向の推移」、「食に関する年代別の志向」、10頁「朝食の欠食率(男性)(女性)は国民のデータなのか。</p>	<p>御指摘のとおり、グラフデータの対象が「全国」なのか「山形県」なのかがわかるようグラフタイトルを修正いたします。</p>
8	<p>14頁(3) こどもの居場所確保の状況に全国のこども食堂数のグラフがあるが、解説文をみると本県の状況を解説されているが、県の推移をグラフにすることはできないのか。</p>	<p>本県内でのこども食堂数に係る調査としましては、「山形県こどもの居場所づくりサポートセンター」での調査のみのため、全国の推移のみ記載しております。</p>
9	<p>14頁の全国の食品ロス量の推移をみると外食産業や家庭系は減量しているが、食品製造業は横ばい状態なので、このことに対する施策が必要ではないか。</p>	<p>関連計画である「第3次山形県循環型社会形成推進計画」にて、食品関連事業者、家庭双方への働きかけについて記載されており、各種施策との関連を考慮し、取組みを進めてまいります。</p>
10	<p>本計画では、家畜や漁業やきのこ類にふれていないが、これは「第5次農林水産業元気創造戦略(仮)」(令和7年3月)で策定されるのか。</p>	<p>本計画では、畜産物、水産物、林産物を含む、県産農林水産物全体の魅力発信、利用促進に取り組むこととしています。また、畜産業、水産業、林業それぞれのより詳細な取組みについては「第5次農林水産業元気創造戦略」にて記載がありますので、関係課と連携しながら、取組みを進めてまいります。</p>
11	<p>山形市では地産地消の店を認定しているが、他県では飲食店で県食材を使用している店を認定している県もあるようだが、山形県はおいしい山形でこのような取り組みを実施しているか。</p>	<p>おいしい山形推進機構では、県産農林水産物の評価向上と消費拡大に向け、県産農林水産物(これを原料とする加工食品も含む)の生産(製造)を行っている事業者や、県産農林水産物等の販売を行っている産直施設、道の駅、観光施設(旅館、ホテル等)、飲食店等の事業者とともに、PR事業を展開しております。</p>

12	<p>宿泊業や飲食店で県産食材を使用する取組みは交流人口を増やす視点で重要でありインバウンドで来県し外国人や県外の人に食材を通した山形の魅力を認識してもらうことに重要と思料されるがこのことにどのように取り組まれているか。</p>	<p>人口減少等の課題から、関係・交流人口の増加は非常に重要な視点と考えております。観光業等と連携し、食をテーマに県内外の消費者が本県の食の魅力を楽しむ機会を創出することで交流人口の拡大を促すことに加え、県内だけでなく首都圏の飲食店等での県産食材を利用したフェア等の開催により、県産農林水産物の認知度向上、販路拡大につながる取組みを進めてまいります。</p>
13	<p>24～33 頁「IV施策展開の基本的考え方、具体的取組み」で施策複数項目あるように思料されるが、例えば 25 頁[具体的取組み] (1) ライフステージにあわせた健康づくりを支える食育の推進①妊産婦や乳幼児への食育の推進○健診等における健康や栄養に配慮した保健指導や栄養相談において複数項目あるようだが、文章で一連記載されているが、番号附番するなどして項目数が理解できるように記載していただけないか。</p>	<p>御意見を踏まえまして、記載方法を修正しております。</p>
14	<p>食育県民運動・地産地消推進本部の会議や食育・地産地消推進計画改定委員会の開催の実施状況や概要を示すことはできないか。</p>	<p>令和4年度、5年度には、県内関係者（各市町村、関係団体等）を参集し、県の取組み状況の共有、関係者間での情報交換等を目的に「山形県食育・地産地消推進会議」を開催しました。「食育・地産地消推進計画改定委員会」については、計画改定に向け、令和6年9月、令和7年1月に開催したところです。</p> <p>開催の折に、プレスリリース等にて公開しておりますので、本計画へは記載しておりません。</p>
15	<p>43 頁「V推進体制」の食育県民運動・地産地消推進本部のイメージ図をみると「学校、保育所等」、「栄養・健康・保健関係団体」、「保健所、医療機関」、「消費者団体」、「農林漁業者」、「食品関連事業者」、「ボランティア団体」を記載されているが、48 頁地産地消推進計画改定委員会の別表1の委員をみると委員長は学識者と思料される</p>	<p>「食育・地産地消」はさまざまな分野と結びついており、計画作成、事業推進にあたりそれぞれの分野から御意見をいただくことが必要であり、本県の産業の一端を担う漁業関係者からの御意見も重要と考えます。しかし、限られた人数の中で可能な限り多くの視点から御意見を頂戴することを考慮し、分野・活動地域（村山、最上、置賜、庄内）等からお引き受けいただき、各委員の皆様には、計画改定について御尽力いただいております。</p> <p>各委員が代表する分野の記載については、次回委員会設置要綱改正の際の参考と</p>

	が漁業関係者はくわえないのか。各委員がイメージ図にある例えば「学校、保育所等」の代表であると示すことはできないか。	させていただきます。
16	六次産業化の状況は「第5次農林水産業元気創造戦略(仮)」(令和7年3月)で策定されるのか。	御意見の内容のとおりです。
17	山形県は冬場の降雪期があるため100%地場の食材で消費することは困難と思われるが、地産地消のゴールはどこにあるのか。	気候の問題やライフスタイルの多様化に加え、近年頻発する大規模な自然災害も考慮すると、100%地場産の食材で消費するというのは難しいところではございますが、本県の多彩な農林水産物、豊かな食文化を絶やすことなく次の世代へつないでいくことが目指すべきところと考えておりますので、食料の安定確保に向けた生産への支援、県産農林水産物のPRや利用促進等に引き続き取組みを進めてまいります。